

平生町下水道事業経営戦略

(平成 28 年度～平成 37 年度)



平成 29 年 3 月
山口県平生町

平生町下水道事業経営戦略について

1. 策定の趣旨と経緯

平生町下水道事業（公共下水道・漁業集落排水）は、建設当初からの投資、人口減少や節水機器の普及等に伴う料金収入の減少など、経営環境は大変厳しさを増しており、安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するためには、徹底した効率化・経営改善に取り組み、投資の所要額の見通しと下水道使用料などの財源の見通しを均衡させることが非常に重要となります。

そのような中、総務省から、地方公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むための「経営戦略※」を策定するよう通知があったことを受けて、現状と将来見通しを踏まえ、平生町下水道事業経営戦略を策定したものです。

※「経営戦略」とは

平成26年8月に総務省から出された通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で、公営企業に策定を求めている経営の基本計画。人口減少、施設の老朽化が進む中で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視点から経営の健全化を実現するためのもの。

2. 計画期間

平成28年度から37年度までの10年間

総務省が示す「経営戦略」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を取り入れ、長期的な安定を見越した中での10年を本計画の計画期間とします。

経営戦略の実施状況については、計画(Plan)・実施(Do)・検証(Check)・見直し(Action)の、いわゆるPDCAサイクルにより評価・検証を行いながら、中間時である平成32年度に見直しを行います。また、経営戦略と実績との乖離が著しい場合、経営戦略の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更になった場合にも見直しを行います。

平生町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 平生町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度(供用開始後20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	27.5人/ha(平成27年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	接続有り(田布施川流域下水道に接続)
処 理 区 数	1区(田布施川処理区)		
処 理 場 数	処理場無し(流域下水道事業のため処理場は山口県が所有)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事務の共同化として、平成21年度から料金賦課徴収事務を上水道部局(田布施・平生水道企業団)が実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

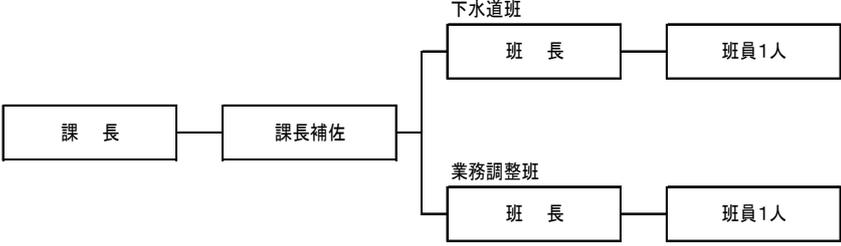
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の使用料体系は、従量制(基本使用水量8m ³ /月)の累進制(使用水量の増加に伴い単価を高くする)です。 基本料金 8m ³ まで : 1,360円 従量料金 8m ³ を超え20m ³ まで : 1m ³ につき185円 20m ³ を超えるもの : 1m ³ につき200円 により算定した額に消費税を加算				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他の使用料体系の設定なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,759 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,993 円
	平成26年度	3,866 円		平成26年度	4,078 円
	平成27年度	3,866 円		平成27年度	4,124 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業に従事している職員数は平成28年度現在6人で、職員給与費の予算措置については、下水道事業特別会計に3人、漁業集落環境整備事業特別会計に1人を配置している状況です。
事業運営組織	<p>平成18年度に組織機構改革により建設課と下水道課を統合し、建設課下水道班及び徴収班として再編しました。再編時の下水道事業に従事している職員数は10人でありましたが、職員の削減に取り組み現在6人に至っています。</p>  <pre> graph TD K[課長] --- KC[課長補佐] KC --- SB[下水道班] KC --- JB[業務調整班] SB --- SB_C[班長] SB --- SB_M[班員1人] JB --- JB_C[班長] JB --- JB_M[班員1人] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道台帳作成業務、受益者負担金賦課等支援業務、マンホールポンプ維持管理業務、下水道管渠内清掃業務、汚水水質検査業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし(処理場を有していないため未検討)
	ウ PPP・PFI	該当なし(処理場を有していないため未検討)
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし(現時点では費用対効果が図れないと判断)
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし(土地・施設等の資産なし)

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>「平成27年度経営比較分析表」を添付しております。</p> <p>この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

経営比較分析表

山口県 平生町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	59.12	94.67

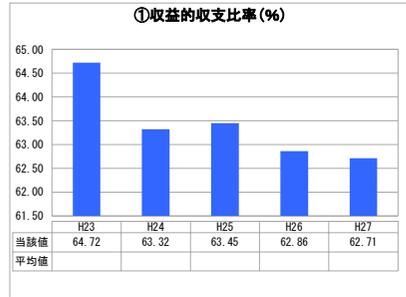
1か月20m³当たり家産料金(円) 3,866

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,528	34.58	362.29
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
7,378	2.68	2,752.99

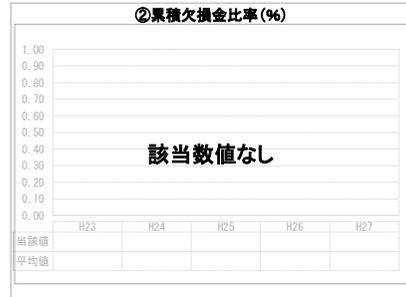
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

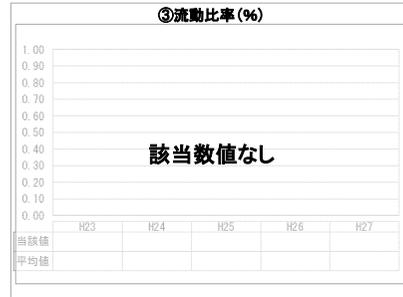
1. 経営の健全性・効率性



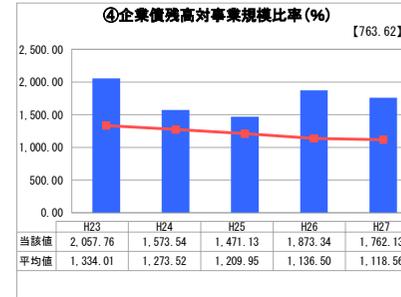
「単年度の収支」



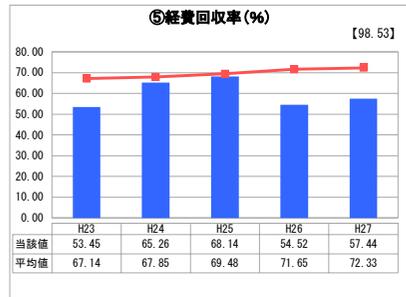
「累積欠損」



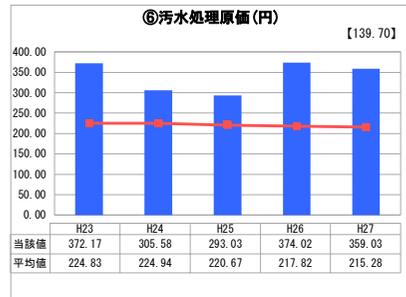
「支払能力」



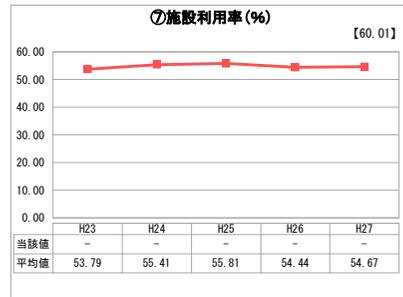
「債務残高」



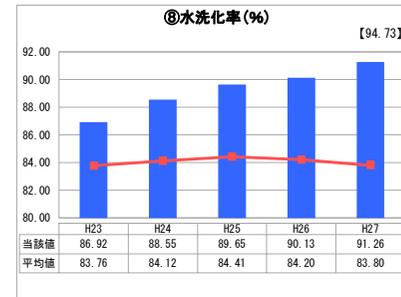
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

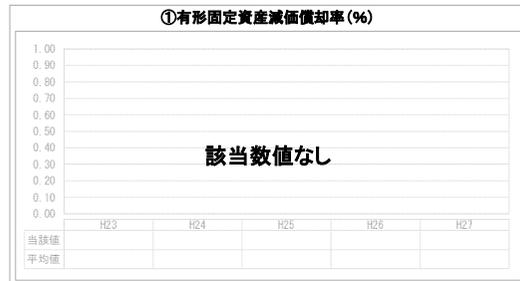


「施設の効率性」

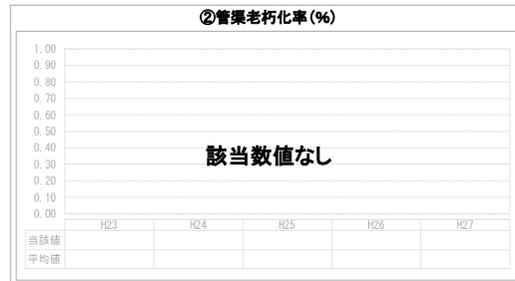


「使用料対象の捕捉」

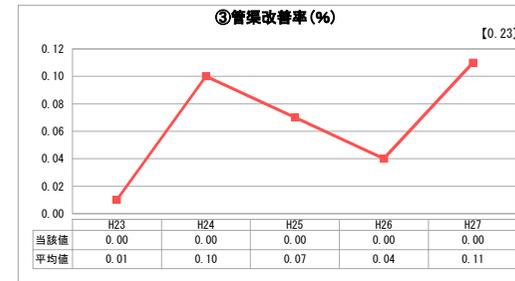
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【収益的収支比率】
経営規模と比べて企業債の規模が大きいことが原因で、料金収入及び一般会計からの繰入金等の総収益で総費用と地方債償還金を加えた額を賄えていない。また、総収益の大半は一般会計からの繰入金に依存している状態である。

【企業債残高対事業規模比率】
建設当初の投資規模が大きかった影響で高い数値となっているが、企業債残高の減少に伴い今後は減少傾向で推移すると見込んでいる。

【経費回収率】
類似団体平均値を下回る結果となっており、使用料で回収すべき経費のほとんどが使用料で賄えていない状態である。収益的収支比率と見比べながら料金の適正化と経費削減に取り組む必要がある。

【汚水処理原価】
人口減少（接続人口の減）及び節水器具の発達等による有収水量の伸び悩みが、類似団体平均値を上回っている大きな原因と考えており、水洗化率の向上が必要である。

【水洗化率】
数値は上昇傾向で推移しており、100%に近づけるよう引き続き水洗化率向上の取り組みに努める。

2. 老朽化の状況について

【管渠改善率】
平成8年から供用開始しており、法定耐用年数を超える管渠は無いが、今後の老朽化に向けた計画的な対策が必要である。

全体総括

概ねの指標において類似団体平均値を下回る結果となり、上述したとおり一般会計からの繰入金に依存した厳しい経営状況にある。経営の改善に向けて、適正な料金収入の確保、汚水処理費の削減及び水洗化率の向上に取り組む必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

平生町総合計画では、基本構想「人とまち”きずな”でつなぐ 元気な平生」のもと5つの基本目標を掲げて、その実現に取り組んでいます。
下水道はの中で「快適で住みよいまち」の実現に向けて重要な社会基盤として位置づけられており、快適で衛生的な生活環境を確保し、川や海などの公共用水域の水質保全に対して大きな役割を担っています。

このように下水道は快適な町民生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も継続的に安定したサービスを提供する必要があることから、次の3点を基本方針として取り組みます。

1. 美しい環境を守るまちづくり

下水道の整備を促進するため、国庫補助事業の活用と未普及地域の実情を踏まえ、計画的に整備を進めます。

整備が完了した区域については、水洗化率の向上を図るため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施し水洗化の促進を図ります。

2. 持続的な下水道サービスの提供

ストックマネジメント※を導入し、施設の点検、調査計画及び改築、修繕計画を策定し、適正な維持・更新をしていきます。

地震等の災害に備え下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を策定し、災害発生時に早期に対処できる管理体制を確立します。

※ストックマネジメントとは、既存の下水道施設全体(ストック)の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測し、計画的かつ効率的に施設の改築更新を行うこと。

3. 安定した事業経営の実現

経営戦略に基づき中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに将来的には公営企業会計適用により、独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

収支計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	362,354	357,358	349,640	349,897	347,258	351,205	354,087	357,803	359,276	361,266	361,649	364,365
	(1) 営 業 収 益 (B)	133,016	133,824	133,039	132,778	132,516	134,553	134,489	134,167	132,586	131,978	127,968	127,422
	ア 料 金 収 入	121,858	122,724	122,000	121,800	121,600	123,700	123,700	123,800	124,000	124,200	124,400	124,600
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	11,158	11,100	11,039	10,978	10,916	10,853	10,789	10,367	8,586	7,778	3,568	2,822
	(2) 営 業 外 収 益	229,338	223,534	216,601	217,119	214,742	216,652	219,598	223,636	226,690	229,288	233,681	236,943
	ア 他 会 計 繰 入 金	172,609	171,905	172,437	176,005	176,204	181,438	187,684	195,222	201,776	207,426	214,967	220,529
	イ そ の 他	56,729	51,629	44,164	41,114	38,538	35,214	31,914	28,414	24,914	21,862	18,714	16,414
	2 総 費 用 (D)	222,659	214,656	214,908	208,230	201,645	196,887	190,711	187,020	180,730	175,007	170,089	166,036
	(1) 営 業 費 用	115,322	114,736	119,102	118,463	117,877	119,416	118,723	121,807	122,026	122,452	122,641	122,786
	ア 職 員 給 与 費	7,689	7,856	8,040	8,100	8,191	8,268	8,324	8,375	8,200	8,245	8,067	7,886
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	107,633	106,880	111,062	110,363	109,686	111,148	110,399	113,432	113,826	114,207	114,574	114,900
	(2) 営 業 外 費 用	107,337	99,920	95,806	89,767	83,768	77,471	71,988	65,213	58,704	52,555	47,448	43,250
ア 支 払 利 息	101,697	96,533	90,756	84,667	78,668	72,371	65,888	59,113	52,604	46,455	41,348	37,150	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
イ そ の 他	5,640	3,387	5,050	5,100	5,100	5,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	139,695	142,702	134,732	141,667	145,613	154,318	163,376	170,783	178,546	186,259	191,560	198,329	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	331,195	305,976	314,955	291,168	291,913	302,084	312,390	349,458	349,295	357,622	321,291	303,720
	(1) 地 方 債	182,100	169,700	170,800	148,000	149,100	156,200	164,000	196,500	192,000	196,200	152,500	130,800
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	78,500	83,300	79,800	68,700	74,800	81,500	89,000	90,800	85,300	66,900	34,700	17,900
	(2) 他 会 計 補 助 金	86,867	87,094	86,905	89,168	88,813	91,884	94,390	98,958	103,295	107,422	114,791	118,920
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	55,000	44,050	52,950	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	(6) 工 事 負 担 金	7,228	5,132	4,300	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	471,872	448,228	450,137	432,835	437,526	456,402	475,766	520,241	527,841	543,881	512,851	502,049
	(1) 建 設 改 良 費	187,427	159,683	161,179	138,452	133,164	133,861	134,069	165,259	166,923	191,030	182,653	179,241
	ウ ち 職 員 給 与 費	20,645	21,738	13,720	13,818	14,007	14,195	14,374	14,639	14,799	14,935	15,150	15,244
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	284,445	288,545	288,958	294,383	304,362	322,541	341,697	354,982	360,918	352,851	330,198	322,808
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 140,677	△ 142,252	△ 135,182	△ 141,667	△ 145,613	△ 154,318	△ 163,376	△ 170,783	△ 178,546	△ 186,259	△ 191,560	△ 198,329	

(法非適用企業)

収支計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度					
														(E)+(I) (J)	(K)	(L)	(M)	(J)-(K)+(L)-(M) (N)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	△ 982	450	△ 450														
積 立 金	(K)																	
前年度からの繰越金	(L)	982		450														
前年度繰上充用金	(M)																	
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)		450															
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		450															
実 質 収 支	(N)-(O)																	
赤字比率	(Q) (B)-(C) × 100																	
収益的収支比率	(A) (D)+(H) × 100	71.5	71.0	69.4	69.6	68.6	67.6	66.5	66.0	66.3	68.4	72.3	74.5					
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)																	
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	133,016	133,824	133,039	132,778	132,516	134,553	134,489	134,167	132,586	131,978	127,968	127,422					
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)																	
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)																	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)																	
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)																	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)																	
他会計借入金残高	(W)																	
地 方 債 残 高	(X)	4,728,883	4,728,883	4,577,380	4,472,097	4,355,035	4,223,895	4,078,098	3,948,017	3,803,999	3,668,848	3,509,850	3,334,242					

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		183,767	183,005	183,476	186,983	187,120	192,291	198,473	205,589	210,362	215,204	218,535	223,351
うち基準内繰入金		183,767	183,005	183,476	186,983	187,120	192,291	198,473	205,589	210,362	215,204	218,535	223,351
うち基準外繰入金													
資本的収支分		86,867	87,094	86,905	89,168	88,813	91,884	94,390	98,958	103,295	107,422	114,791	118,920
うち基準内繰入金		32,196	34,100	32,165	34,864	32,825	35,877	34,838	38,448	37,311	40,730	39,650	43,210
うち基準外繰入金		54,671	52,994	54,740	54,304	55,988	56,007	59,552	60,510	65,984	66,692	75,141	75,710
合 計		270,634	270,099	270,381	276,151	275,933	284,175	292,863	304,547	313,657	322,626	333,326	342,271

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
計画期間中は、主に次の事業への投資を予定しています。

事業	事業費(千円)									
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
未普及地域解消事業	103,600	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
流域下水道建設負担金	12,984	7,500	2,000	2,000	2,000	33,000	34,500	58,500	50,000	46,500

未普及地域解消のため、引き続き下水道整備を進めます。なお、事業計画において未普及地域解消事業は、平成40年度を完了目標年度としております。本町は、田布施川流域下水道に接続しており、山口県が管理する処理場等の建設費の一部を負担する必要があります。今後も流域下水道施設の更新等が予定されていることから、継続した負担金の発生を見込んでいます。

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
計画期間中に耐用年数50年を超える管渠が無いことから、大規模な更新工事は発生しない見込みです。
- 広域化・共同化・最適化に関する事項
計画期間中に予定する事項が無いため、反映していません。
- 投資の平準化に関する事項
上記投資予定表により、平準化に努めます。
- 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
現時点では、新たな民間の活力の活用を要する事項が無いため、計画期間中は反映していません。
- 防災・安全対策に関する事項
下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の策定に取り組みます。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
国庫補助事業に係る補助金、企業債の借入れ及び受益者負担金を計画しています。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
人口減少と節水器具の普及により、使用料収入は減少すると見込んでいますが、人口密集地域及び早期整備要望地域の重点整備と水洗化の促進を図ることで、平成33年度から増加する計画としています。また、使用料の見直しについては、公営企業会計適用と併せて検討します。
- 企業債に関する事項
建設改良費に伴い下水道事業債を借入れる計画としています。また、支出の平準化を図るために資本費平準化債を借入れる計画としています。
- 繰入金に関する事項
繰入金は、企業債償還金と支払利息に充てる部分は基準内繰入れとして計画しており、営業費用等で賄いきれない支出については基準外繰入れで計画しています。
- 資産の有効活用に関する事項
活用できる資産を所有していないため、計画期間中は反映していません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
処理場を有していないこと、料賦課徴収事務の一元化(上水道部局が実施)を図っていることから、計画期間中では反映していません。
- 職員給与費に関する事項
平成28年度の予算ベース(職員3人)で算定しています。
- 動力費及び薬品費に関する事項
処理場を有していないため計上していません。
- 修繕費に関する事項
平成28年度の予算ベースを基準に過去の実績を勘案して算定しています。
- 委託費に関する事項
平成28年度の予算ベースを基準に過去の実績を勘案して算定しています。
- その他
流域下水道処理場の維持管理負担金(汚水量×負担金単価)について、汚水流入計画に基づき算定しています。
平成31年10月予定の消費税増税について、消費税見合い分を加算し算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業の継続性を確保するため、最適化について検討します。
投資の平準化に関する事項	限られた財源の中で投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
その他の取組	人口密集地域、早期整備要望地域の整備を重点的に進め、効率的かつ効果的な投資に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計適用と併せて使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
その他の取組	国庫補助金及び企業債の借り入れを活用し、自主財源の削減に努めます。水洗化促進及び収納率向上など財源確保につながる取り組みを進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
職員給与費に関する事項	計画期間中の給与に係る職員数は3人として算定していますが、業務内容の変化など必要に応じて職員数の増減も検討していきます。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について、町保有施設全体の動向に併せて検討します。
薬品費に関する事項	該当なし(処理場を有していないため)
修繕費に関する事項	ストックマネジメントを導入し、計画的な修繕による平準化に努めます。
委託費に関する事項	削減や統合できる業務について検討し、経費の削減・効率化に努めます。
その他の取組	公営企業会計適用について検討します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理を各年度末に行い、必要に応じて(基本は5年ごと)見直しを行います。
---------------------	---------------------------------------

平生町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 平生町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	11.6人/ha(平成27年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	接続無し
処 理 区 数	1区(佐賀地区)		
処 理 場 数	1施設(佐賀地区浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事務の共同化として、平成25年度から料金賦課徴収事務を上水道部局(田布施・平生水道企業団)が実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

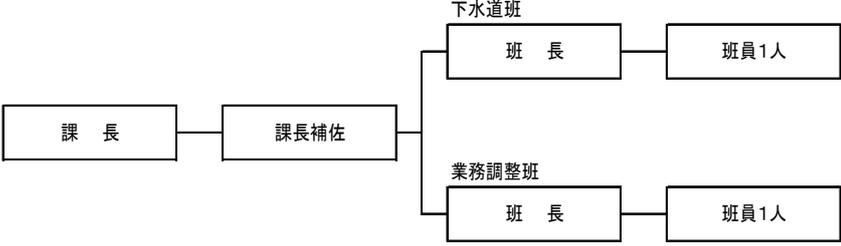
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の使用料体系は、従量制(基本使用水量8m ³ /月)の累進制(使用水量の増加に伴い単価を高くする)です。 基本料金 8m ³ まで : 1,360円 従量料金 8m ³ を超え20m ³ まで : 1m ³ につき185円 20m ³ を超えるもの : 1m ³ につき200円 により算定した額に消費税を加算				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他の使用料体系の設定なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,759 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,994 円
	平成26年度	3,866 円		平成26年度	4,080 円
	平成27年度	3,866 円		平成27年度	4,135 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業に従事している職員数は平成28年度現在6人で、職員給与費の予算措置については、下水道事業特別会計に3人、漁業集落環境整備事業特別会計に1人を配置している状況です。
事業運営組織	<p>平成18年度に組織機構改革により建設課と下水道課を統合し、建設課下水道班及び徴収班として再編しました。再編時の下水道事業に従事している職員数は10人でありましたが、職員の削減に取り組み現在6人に至っています。</p>  <pre> graph TD K[課長] --- KC[課長補佐] KC --- SW[下水道班] KC --- BJ[業務調整班] SW --- SW_K[班長] SW --- SW_M[班員1人] BJ --- BJ_K[班長] BJ --- BJ_M[班員1人] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設・マンホールポンプ維持管理業務、電気工作物保安管理業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし(現時点では事業規模が小規模であり採算に合わない判断)
	ウ PPP・PFI	該当なし(現時点では事業規模が小規模であり採算に合わない判断)
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし(現時点では費用対効果が図れない判断)
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし(余剰面積等が大きいため未検討)

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>「平成27年度経営比較分析表」を添付しております。</p> <p>この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

経営比較分析表

山口県 平生町

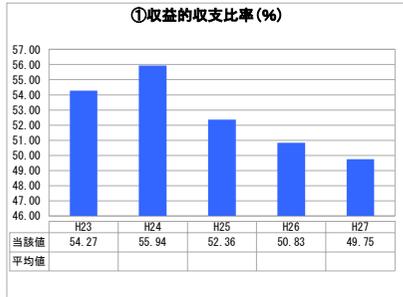
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	9.86	89.65	3,866

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,528	34.58	362.29
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,230	1.06	1,160.38

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



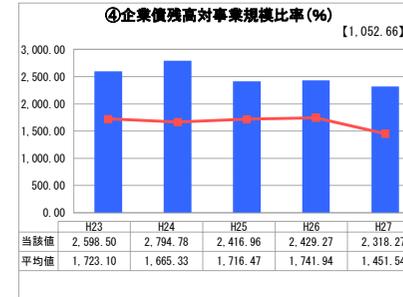
「単年度の収支」



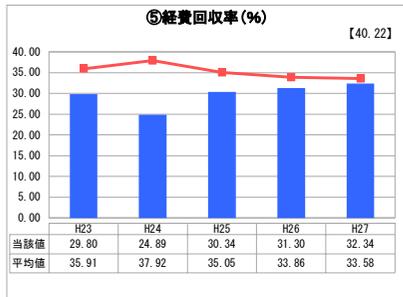
「累積欠損」



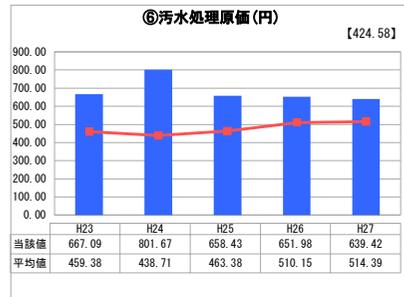
「支払能力」



「債務残高」



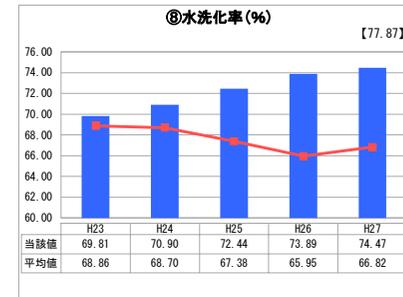
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

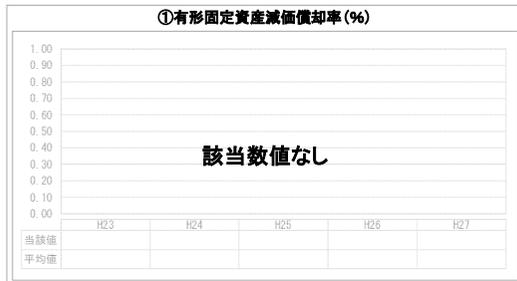


「施設の効率性」

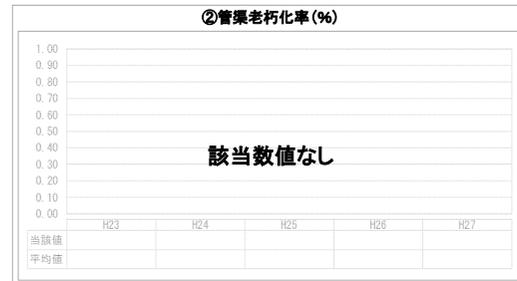


「使用料対象の捕捉」

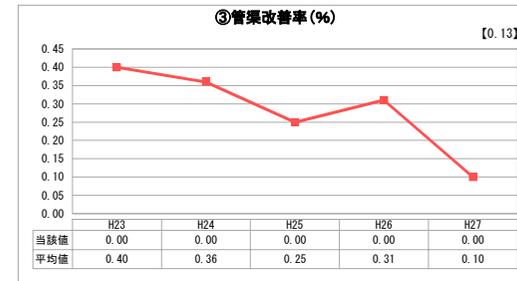
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【収益的収支比率】
経営規模と比べて地方債の規模が大きいために、料金収入及び一般会計からの繰入金等の総収益で総費用と地方債償還金を加えた額を賄っていない。また総収益の大半は一般会計からの繰入金に依存している状態である。

【企業債残高対事業規模比率】
建設当初からの投資により高い数値となっているが、企業債残高の減少に伴い今後は減少傾向で推移すると見込んでいる。

【経費回収率】
数値は上昇傾向で推移しているが、類似団体平均値を下回る結果となっており、使用料で回収すべき経費のほとんどが使用料で賄っていない状態である。収益的収支比率と見比べながら料金の適正化と経費削減の取り組みが必要である。

【汚水処理原価】
人口減少（接続人口の減）及び節水器具の発達等による有収水量の伸び悩みが、類似団体平均を上回っている原因とされており、水洗化率向上の取り組みと汚水処理費の更なる削減が必要である。

【施設利用率】
類似団体平均値を上回っているが、数値は減少傾向であるため、水洗化率の向上が必要である。

【水洗化率】
数値は上昇傾向で推移しており、100%に近づけるよう引き続き水洗化率向上の取り組みに努める。

2. 老朽化の状況について

【管渠改善率】
平成16年から供用開始しており、現時点では建物や管渠の老朽化の度合いは低い、処理施設の機器類は経年劣化による修繕が増加している。現在は、不具合が起きたものや水処理に影響を及ぼす可能性が出たものについてのみ対応しており、今後は計画的な修繕と更新を図る必要がある。

全体総括

概ねの指標において類似団体平均値を下回る結果となり、上述したとおり一般会計からの繰入金に依存した厳しい経営状況にある。平成19年度に整備を完了しており、新たな水洗化対象世帯の増加は見込めないことから、未水洗化世帯への水洗化促進の強化と適正な料金収入の確保及び汚水処理費の削減にに取り組む必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

平生町総合計画では、基本構想「人とまち”きずな”でつなぐ 元気な平生」のもと5つの基本目標を掲げて、その実現に取り組んでいます。
下水道はの中で「快適で住みよいまち」の実現に向けて重要な社会基盤として位置づけられており、快適で衛生的な生活環境を確保し、川や海などの公共用水域の水質保全に対して大きな役割を担っています。

このように下水道は快適な町民生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も継続的に安定したサービスを提供する必要があることから、次の3点を基本方針として取り組みます。

1. 美しい環境を守るまちづくり

漁業集落排水事業は平成19年度に整備を完了しており、水洗化率の向上を図るため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施し水洗化の促進を図ります。

2. 持続的な下水道サービスの提供

ストックマネジメント※を導入し、施設の点検、調査計画及び改築、修繕計画を策定し、適正な維持・更新をしていきます。
地震等の災害に備え下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を策定し、災害発生時に早期に対処できる管理体制を確立します。

※ストックマネジメントとは、既存の下水道施設全体(ストック)の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測し、計画的かつ効率的に施設の改築更新を行うこと。

3. 安定した事業経営の実現

経営戦略に基づき中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに将来的には公営企業会計適用により、独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

収支計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(決算)											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	49,316	47,897	48,298	47,774	47,342	47,569	47,141	46,662	46,169	45,659	45,137	44,589		
	(1) 営 業 収 益 (B)	15,502	15,597	15,500	15,450	15,400	15,630	15,580	15,530	15,480	15,430	15,380	15,330		
	ア 料 金 収 入	15,502	15,597	15,500	15,450	15,400	15,630	15,580	15,530	15,480	15,430	15,380	15,330		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	33,814	32,300	32,798	32,324	31,942	31,939	31,561	31,132	30,689	30,229	29,757	29,259		
	ア 他 会 計 繰 入 金	27,914	26,500	27,196	26,922	27,040	31,937	31,559	31,130	30,687	30,227	29,755	29,257		
	イ そ の 他	5,900	5,800	5,602	5,402	4,902	2	2	2	2	2	2	2		
	2 総 費 用 (D)	49,316	47,897	48,298	47,774	47,342	47,569	47,141	46,662	46,169	45,659	45,137	44,589		
	(1) 営 業 費 用	34,922	34,254	34,791	34,695	34,836	35,653	35,823	35,977	36,137	36,294	36,454	36,603		
	ア 職 員 給 与 費	2,735	3,115	3,169	3,255	3,381	3,556	3,703	3,836	3,975	4,110	4,249	4,378		
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	32,187	31,139	31,622	31,440	31,455	32,097	32,120	32,141	32,162	32,184	32,205	32,225		
	(2) 営 業 外 費 用	14,394	13,643	13,507	13,079	12,506	11,916	11,318	10,685	10,032	9,365	8,683	7,986		
ア 支 払 利 息	13,247	12,718	12,147	11,569	10,996	10,406	9,808	9,175	8,522	7,855	7,173	6,476			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	1,147	925	1,360	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)															
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	39,472	38,055	38,573	38,813	39,791	41,498	43,161	44,756	44,907	46,476	47,927	49,267		
	(1) 地 方 債	12,400	12,700	12,100	10,400	10,700	11,100	11,400	11,800	12,100	12,500	12,800	13,200		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	12,400	12,700	12,100	10,400	10,700	11,100	11,400	11,800	12,100	12,500	12,800	13,200		
	(2) 他 会 計 補 助 金	26,992	25,155	26,433	28,353	29,011	30,338	31,701	32,896	32,747	33,916	35,067	36,007		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金	80	200	40	60	80	60	60	60	60	60	60	60		
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	39,472	38,055	38,573	38,813	39,791	41,498	43,161	44,756	44,907	46,476	47,927	49,267		
	(1) 建 設 改 良 費	3,373	1,339	1,567	1,567	1,567	1,604	1,604	1,604	204	204	204	204		
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	36,099	36,716	37,006	37,246	38,224	39,894	41,557	43,152	44,703	46,272	47,723	49,063		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)															

(法非適用企業)

収支計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	57.7	56.6	56.6	56.2	55.3	54.4	53.1	52.0	50.8	49.7	48.6	47.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	15,502	15,597	15,500	15,450	15,400	15,630	15,580	15,530	15,480	15,430	15,380	15,330
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	748,679	730,463	711,158	689,712	667,289	643,396	613,239	581,887	549,284	515,512	480,589	444,726

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		27,914	26,500	27,196	26,922	27,040	31,937	31,559	31,130	30,687	30,227	29,755	29,257
うち基準内繰入金		23,482	23,686	22,627	23,707	21,914	23,367	21,605	22,776	21,008	22,115	20,369	21,405
うち基準外繰入金		4,432	2,814	4,569	3,215	5,126	8,570	9,954	8,354	9,679	8,112	9,386	7,852
資本的収支分		26,992	25,155	26,433	28,353	29,011	30,338	31,701	32,896	32,747	33,916	35,067	36,007
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		26,992	25,155	26,433	28,353	29,011	30,338	31,701	32,896	32,747	33,916	35,067	36,007
合 計		54,906	51,655	53,629	55,275	56,051	62,275	63,260	64,026	63,434	64,143	64,822	65,264

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
平成19年度に整備を完了しており、計画期間中の投資は、家屋新築に伴う公共ます設置とマンホールポンプ設備無線通報装置デジタル化更新(平成33年度まで)を予定しています。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
計画期間中に耐用年数50年を超える管渠が無いことから、大規模な更新工事は発生しない見込みです。
処理場については、現状、必要最小限の修繕にて対応しており、計画期間中では反映していません。今後はストックマネジメントを導入し、計画的な更新を図る必要があります。
- 広域化・共同化・最適化に関する事項
計画期間中に予定する事項が無いため、反映していません。
- 投資の平準化に関する事項
限られた財源の中で平準化に努めます。
- 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
現時点では、事業規模が小規模であり採算に合わないため、計画期間中は反映していません。
- 防災・安全対策に関する事項
下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の策定に取り組みます。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
企業債の借入れ及び受益者分担金を計画しています。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
人口減少と節水器具の普及により、使用料収入は減少する計画としています。また、使用料の見直しについては、公営企業会計適用と併せて検討します。
- 企業債に関する事項
支出の平準化を図るために資本費平準化債を借入れする計画としています。
- 繰入金に関する事項
繰入金は、企業債償還金と支払利息に充てる部分は基準内繰入れとして計画しており、営業費用等で賄いきれない支出については基準外繰入れで計画しています。
- 資産の有効活用に関する事項
活用できるだけの資産を所有していないため、計画期間中は反映していません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
事業規模が小規模であり採算に合わない、料金賦課徴収事務の一元化(上水道部局が実施)を図っていることから、計画期間中では反映していません。
- 職員給与費に関する事項
平成28年度の予算ベース(職員1人)で算定しています。
- 動力費及び薬品費に関する事項
平成28年度の予算ベースを基準に過去の実績を勘案して算定しています。
- 修繕費に関する事項
平成28年度の予算ベースを基準に過去の実績と今後の修繕予定を勘案して算定しています。
- 委託費に関する事項
平成28年度の予算ベースを基準に過去の実績を勘案して算定しています。
- その他
平成31年10月予定の消費税増税について、消費税見合い分を加算し算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業の継続性を確保するため、他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメントを導入し、計画的な更新による平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
その他の取組	汚泥処理において、他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計適用と併せて使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
その他の取組	企業債の借入れを活用し、自主財源の削減に努めます。 水洗化促進及び収納率向上など財源確保につながる取り組みを進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他自治体の実績・成果等の情報収集に努め検討します。
職員給与費に関する事項	計画期間中の給与に係る職員数は1人として算定していますが、業務内容の変化など必要に応じて職員数の増減も検討していきます。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について、町保有施設全体の動向に併せて検討します。
薬品費に関する事項	維持管理業務に含めるなど検討し、経費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメントを導入し、計画的な修繕による平準化に努めます。
委託費に関する事項	削減や統合できる業務について検討し、経費の削減・効率化に努めます。
その他の取組	公営企業会計適用について検討します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理を各年度末に行い、必要に応じて(基本は5年ごと)見直しを行います。
---------------------	---------------------------------------